

富山大学 学報

第254号

目 次

関係法令..... 2	シリーズ「富山大学, あの日あの頃」(11)
学内規則..... 3	<富山大学に望む>
富山大学情報処理センター利用細則の制定..... 3	—工学部に博士課程を—..... 7
諸会議..... 4	職員消息..... 9
人事異動..... 5	主要行事..... 10
学内諸報..... 6	資 料..... 12
海外渡航者..... 6	給与法の改正について..... 12

関係法令

	(官報掲 載月日)		(官報掲 載月日)
法 律			
○一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(79)	12・22 (号外)	○人事院規則(教職調整額の支給方法等)の一部を改正する規則(人事院9-57)	12・22 (号外)
○国民年金法及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律の一部を改正する法律(84)	12・25	○人事院規則(最高号俸を超える俸給月額を受ける職員の俸給の切替え)を制定する規則(人事院9-79)	12・22 (号外)
政 令			
○郵便貯金法施行令等の一部を改正する政令(343)	12・14	○人事院規則8-12(職員の任免)の一部を改正する規則(人事院8-12-1)	12・25 (号外)
○国家公務員等共済組合法等による年金の額の改定に関する政令の一部を改正する政令(356)	12・25	○人事院規則8-18(採用試験)の全部を改正する規則(人事院8-18-1)	12・25 (号外)
省 令			
○国家公務員等共済組合法施行規則の一部を改正する省令(大蔵45)	12・3	○人事院規則9-8(初任給, 昇格, 昇給等の基準)の一部を改正する規則(人事院9-8-1)	12・25 (号外)
○著作権法施行規則の一部を改正する省令(文部54)	12・22	○人事院規則15-10(勤務を要しない時間の指定)の一部を改正する規則(人事院15-10-1)	12・25 (号外)
○無線従事者規則の一部を改正する省令(郵政50)	12・24 (号外)	○人事院規則18-0(職員の国際機関等への派遣)の一部を改正する規則(人事院18-0-1)	12・25 (号外)
○大学の設置等の認可の申請手続等に関する規則の一部を改正する省令(文部55)	12・25	告 示	
規 則			
○人事院規則(現行の法律, 命令及び規則の廃止)の一部を改正する規則(人事院1-4)	12・22 (号外)	○無線従事者国家試験の一部を免除する学校等として認定した件の一部を変更する件(郵政933)	12・7
○人事院規則(俸給の調整額)の一部を改正する規則(人事院9-6)	12・22 (号外)	○無線従事者国家試験の一部を免除する学校等として認定した件の一部を変更する件(郵政935)	12・8
○人事院規則(初任給, 昇格, 昇給等の基準)の一部を改正する規則(人事院9-8)	12・22 (号外)	○外国あて小包郵便物の送達等に関し外国郵政庁で定める条件に関する件の一部を改正する件(郵政961)	12・20
○人事院規則(通勤手当)の一部を改正する規則(人事院9-24)	12・22 (号外)	○郵便法等の規定に基づき郵便番号を定める件の表の一部を改正する件(郵政962)	12・20
○人事院規則(初任給調整手当)の一部を改正する規則(人事院9-34)	12・22 (号外)	○昭和60年度科学研究費補助金の計画調査の提出期間を定める件(文部144)	12・25
		○大学の設置等の認可申請に係る書類の様式及び提出部数の一部を改正する件(文部145)	12・25

学 内 規 則

富山大学情報処理センター利用細則の制定

富山大学情報処理センター利用細則を次のとおり制定する。

昭和59年12月17日

富山大学長 柳 田 友 道

富山大学情報処理センター利用細則

(趣 旨)

第1条 この細則は、富山大学情報処理センター規則第15条の規定に基づき、富山大学情報処理センター（以下「センター」という。）の利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(利用の範囲)

第2条 センターは、富山大学（以下「本学」という。）における次の各号に掲げる目的のために利用することができる。

- (1) 学術研究
- (2) 教育
- (3) 附属図書館業務
- (4) その他センター長が認めた業務

(利用の資格)

第3条 センターを利用することができる者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 本学の職員
- (2) 本学の学生で指導教官の承認を得た者
- (3) その他センター長が特に適当と認めた者

(利用の申請)

第4条 センターを利用しようとする者（以下「申請者」という。）は、課題ごとに、所定の利用申請書をセンター長に提出し、その承認を得なければならない。

(利用の承認)

第5条 センター長は、前条の申請に基づき、センターの利用を承認したときは、課題番号を付して申請者に通知する。

2 前項の課題番号の有効期限は、当該年度内とする。

(変更の届出)

第6条 前条の承認を得た者（以下「利用者」という。）が、利用申請書の記載事項を変更しようとするとき

は、速やかにその旨をセンター長に届け出なければならない。

(計算等の依頼)

第7条 利用者が、計算、データ入力等を依頼しようとするときは、センター長が別に定める方法によらなければならない。

(センター内ファイルの開設)

第8条 利用者が、センター内に一定の割当量をこえてファイルを開設しようとするときは、所定の申請書をセンター長に提出し、その承認を得なければならない。

(センター外端局の設置)

第9条 利用者が、センター外に端局を設置しようとするときは、所定の申請書をセンター長に提出し、その承認を得なければならない。

(大学間ネットワークの利用)

第10条 利用者が大学間ネットワークを利用して、他大学の計算機システム等を利用する場合は、その旨をセンター長に届け出なければならない。

(報告等)

第11条 利用者は、課題に係る研究・業務等を終了又は中止したときは、速やかに所定の利用結果報告書をセンター長に提出しなければならない。

2 センター長は、必要に応じて利用者に対し、センターの利用の経過及び結果について報告を求めることができる。

3 利用者は、課題に係る研究・業務等の成果を論文等により公表するときは、センターを利用した旨を明らかにし、かつ、その論文等の写一部をセンター長に提出しなければならない。

(利用の制限)

第12条 利用者は、課題番号を他の目的に使用し、又

は他人に使用させてはならない。

(利用承認の取消し等)

第13条 利用者が、この細則若しくはこの細則に基づく定め違反した場合又はセンターの運営に重大な支障を及ぼした場合は、センター長は、その者の利用の承認を取り消し、又は一定期間その者の利用を停止することができる。

(経費の負担)

第14条 利用者は、当該利用に係る経費の一部を、利用負担金として負担しなければならない。

2 利用負担金の額及び負担方法は、富山大学情報処理センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）の議を経て、センター長が定める。

3 第1項の規定にかかわらず、センター長が特に必要があると認めるときは、利用負担金の一部又は全

部を負担させないことがある。

(雑 則)

第15条 この細則に定めるもののほか必要な事項は、運営委員会の議を経て、センター長が定める。

附 則

1 この細則は、昭和59年12月17日から施行し、昭和59年11月1日から適用する。

2 富山大学計算機センター利用細則（昭和51年9月17日制定）は、昭和59年11月1日から廃止する。

▶富山大学情報処理センター利用細則の制定理由
富山大学情報処理センター設置に伴い、利用に関して必要な事項を定める。

諸 会 議

昭和59年度第8回学寮補導委員会（12月4日）

(報告事項)

(1)寮生との「話し合い」の結果について

(審議事項)

(1)水道料問題について

第2回富山大学情報処理センター運営委員会(12月4日)

(報告事項)

(1)システムの導入状況

(2)教育利用計画の進捗状況

(3)小委員会

(イ)情報処理センター長の推薦

(ロ)利用細則案作成小委員会

(ハ)運用計画検討小委員会

(審議事項)

(1)情報処理センター長の推薦

(2)利用細則について

(3)運用計画について

(4)情報処理センター運営費について

昭和59年度第5回事務協議会（12月6日）

(議 題)

(1)当面の諸問題について

昭和59年度第2回事務電算化委員会（12月6日）

(議 題)

(1)北陸地区国立学校事務電算化協議会59年度第2回定例協議会の報告について

(2)各専門部会の報告について

昭和59年度第3回教務委員会（12月7日）

(報告事項)

(1)昭和60年度富山大学私費外国人留学生の入学選考について

(審議事項)

(1)昭和60年度私費外国人留学生のための富山大学入学志願案内について

(2)教養部と学部との相互乗入れについて

(3)情報処理教育について

昭和59年度第6回附属図書館商議会（12月10日）

(審議事項)

(1)工学専門図書館の運営費について

事務電算化委員会人事・給与専門部会（12月13日）

(議 題)

(1)北陸地区事務電算化協議会等の報告について

- (2)システム稼動に伴う諸問題について
- (3)システムの開発について
- (4)要員養成の啓蒙について

- (2)学生の動向について
- (審議事項)
- (1)課外活動共用施設について

昭和59年度第1回富山大学共通第1次学力試験実施委員会 (12月18日)

(報告事項)

- (1)富山大学共通第1次学力試験実施委員会規則の一部改正について
- (2)昭和60年度共通第1次学力試験について

(審議事項)

- (1)昭和60年度共通第1次学力試験富山大学試験場の基本方針(実施体制)について
- (2)昭和60年度共通第1次学力試験富山大学試験場の試験室、受験者及び監督者の部局別割当てについて
- (3)昭和60年度共通第1次学力試験富山大学試験場試験実施要項について

昭和59年度第5回補導協議会 (12月18日)

(報告事項)

- (1)厚生補導研究会について

昭和59年度第8回評議会 (12月21日)

(報告事項)

- (1)教官人事について(教育学部)
- (2)学生の動向について

(審議事項)

- (1)昭和60年度共通第1次学力試験富山大学試験場における試験の実施について

昭和59年度第5回入学者選抜方法研究委員会専門委員会 (12月22日)

(議 題)

- (1)入学者選抜方法の改善に伴う昭和58年度以降の調査研究事項について

昭和60年公開講座第1回委員会 (12月25日)

(議 題)

- (1)委員長の選出について
- (2)昭和60年度公開講座の実施計画について

人 事 異 動

異動区分	発令年月日	氏 名	異動前の所属官職	異 動 内 容	任命権者
採 用	59. 12. 20	岡 田 薫		事務補佐員(附属図書館)	富山大学長
臨時的任用	59. 12. 4	村 井 節 子		教諭(教育学部附属養護学校)	〃
昇 任	60. 1. 1	泉 野 佐 一	助教授(教育学部)	教授(教育学部)	文 部 大 臣
	〃	三 浦 鏡 子	講師(〃)	助教授(〃)	〃
	〃	吉 川 和 男	〃 (工学部)	〃 (工学部)	〃
転 任	〃	川 越 司	文部技官 (富山医科薬科大学業務部施設課電気係)	文部技官(施設課)	富山大学長
	〃	越 森 哲	〃 (施設課電気係電気主任)	〃 (富山医科薬科大学業務部施設課電気係電気技術主任)	富山医科薬科大学長
配 置 換	59. 12. 16	土 井 盛 治	人文学部・理学部事務長	教育学部事務長	文 部 大 臣
	〃	石 野 俱 行	経済学部事務長	人文学部・理学部事務長	〃
	〃	早 崎 寛 威	附属図書館事務長	経済学部事務長	〃
	〃	高 木 行 則	学生課課長補佐	附属図書館事務長	〃
	〃	森 慶 二	経理部主計課課長補佐	学生課課長補佐	〃

異動区分	発令年月日	氏 名	異動前の所属官職	異 動 内 容	任命権者
職務命令	60. 1. 1	川 越 司	文部技官(施設課)	富山大学施設課電気係電気主任を命ずる	富山大学長
	"	越 森 哲	" (")	" を免ずる	"
	"	明 翫 充	" (")	富山大学施設課工管係土木主任を命ずる	"
辞 職	59. 12. 16	成 瀬 正 夫	教育学部事務長	辞職を承認する	文 部 大 臣
	59. 12. 31	田 中 崇 子	文部事務官(附属図書館総務係総務主任)	"	富山大学長



学 内 諸 報

海 外 渡 航 者

渡航の種類	所属	職	氏 名	渡 航 先 国	目 的	期 間
海外研修旅行	教育学部	助 手	原 稔	アメリカ合衆国	1984環太平洋国際化学会議出席のため	59. 12. 17 } 59. 12. 23
	理学部	助教授	佐竹 洋	"	"	59. 12. 14 } 59. 12. 22
	工学部	教 授	塚島 寛	"	"	59. 12. 17 } 59. 12. 23
	教養部	助教授	梅村智恵子	メキシコ	連想法による異文化間の研究調査及び情報交換のため	59. 12. 24 } 60. 1. 16

◎ 退庁、退室の際には、戸締りの徹底・電気、ガスの消し忘れ、タバコの吸殻の後始末に十分注意し、盗難の防止・火災の予防に心がけましょう!!

◎ 電気、ガス、水の省エネ・省資源に協力しましょう!!

—職員会館の宿泊の御案内—

◎利用日……土・日曜日及び祝日も利用できます!!

◎申し込み…利用日の2日前までに!!

◎門限時刻…午後10時………御協力を………!!

シリーズ「富山大学、あの日あの頃」(11)

〈富山大学に望む〉
—工学部に博士課程を—

富山大学名誉教授の会 森 棟 隆 弘

富山大学工学部の五福へ集中ということは、長期間にわたり言われて居りましたが、此度柳田友道学長により実現に至ったことは大学として大きい進歩を遂げたものと、お祝い申し上げます。

又これについては前々学長の後藤先生が用地を獲得されたことも此の事業を仕上げる一つの大きい動因であったと言わねばなりません。先生に対しても厚く御礼を申し上げます。

昭和59年度の夏から引越しが始まり2ヶ年で完了とのことで、富山大学も五福で立派な姿を現わし、高校生の憧れの的となりましょう。近頃は富山へはすっかり御無沙汰して居り、大学の様子は解りませんが、定められた規格の建物に各科、各講座で工夫して入り込まれ、立派な工学部となりましょう。

工学部は創立して40年近くになりますし、多数の卒業生が各所で活動して居りますが、現在持っている修士課程も理学部等の影響を受けて研究の面で大いに発展して頂きたいものです。卒業生では学位を取ったり、一流会社で主要な働きをしたり、重役になって居る人もかなりありますが、五福へ行くと建物がきれいになり、整然とするので、卒業生も一様に喜んで居ります。

特に外部から見て将来やってほしいと思うのは工学部に博士課程を設けて頂きたいことです。これがあると会社勤めの学生、学校勤めの学生、国公立研究所勤めの学生も自分の大学で学位が頂けるし、それにも増して、世間から良い大学の卒業生として扱われ、所謂将来への希望を抱きやすくなります。

こちらで私立大学等を見ますと早大、慶大を始めとし、日大、上智大、明大、武蔵工大、中央大、都立大と、工学関係の学部を持つ大学は博士課程があります。従ってこのままでいくと24年に昇格した国立大学は遅れを取るようになります。

さて博士課程を取るには学科の教室や実習室では取れません。どうしても研究所が2つ又は3つなければなりません。その点次に書きますように、工学部は研究大学として進んで来ましたので有利な状況にあります。

化学工学科の関係では若林教授が全国的に知られた有名な公害関係の先生で、事故や爆発が工場で起きれば東京までもすぐ呼び寄せられるし、実験も良くした先生です。そこへお願いしたら公害研究所が出来ましょう。又養田名誉教授の鋳物溶解の研究室も文部省から運営費を頂いて居たもので、これも少し加えれば研究所になりましょう。それから私共が昭和28年に頂いた「化学研究促進研究費」は全国で5大学で頂いたのですが、その額は450万円で、その研究費から工学部で製錬研究室(100坪)を造ってくれました。

製錬研究室は原鉱から金属製錬と未利用資源や副産金属の回収を目指したもので、鉱石の破碎機、粉碎機、選鉱機一式、鉱石浸出系統、オリバーフィルター試験機、圧濾機、各種の試験機及び顕微鏡、又製錬のための熱風を作る金属熱風炉、自記X線装置等あり、色々の実験が出来るようになっていきます。又当時は試験機械が安価であったので、現在の価格の20分の1位であったと考えて良いと思います。この研究費の後も文部省から研究費を頂いていたのでかなり充実している筈です。然し駄目になったものもあります。

兎に角この研究機関を大事にして富山へ移し大学院の研究室にすることは未だ考えられて居ない様ですが、至急御調査の上その様になされれば博士課程を取る上にお役に立ちましょう。この研究設備のことについては竹岡事務長が良く御存じです。

前述の様に工学部の博士課程は多くの私大が持って居り、将来富山大学にとって重大なことです。近頃の研究発表から見ると、研究所、設備等が規格の数があれば、先生の資格審査はさほど難しく無い様に感ぜられます。又私大の大学院の学生数は学生経費が高いので少ないとのことですが将来は解りません。

それから教養部のことですが、(略称で旧制の文字を使いましたが、これは国公立の博士課程を持った大学の略称の積りで使いましたことを申し添えておきます。)所謂旧制大では学部移転の跡地を教養部や特殊の研究所に使う様ですが、高岡の工学部の土地は新築して教養部に使えないでしょうか。五福から18キロで

遠いとは申せませんし、広い所で学生を教育すれば心の広い学生を育て得ると言われております。官舎も大型が六軒ありそれを建て替えればこれも立派な宿舎です。今度出来る高岡短期大学にも分けることが出来ます。

高岡、富山へはしばらく参りませんので、もう手後れかも知れませんが出来得るならばと思っております。

工学部で私共在職中の学生は、富山、金沢、高岡が主体ですが、当時は入学試験が2期に分かれており、第2期に富大は属していましたが、その為反って良い学生が集まりました。県内では富山中部高校、富山高校、高岡高校等の一流高校が主体で、石川県で一流の金沢泉丘高校からかなり入りました。入学者に1期の受験校と学部を聞くと医学部がかなり多く、金大の工学部の難しい科からの学生も多かったです。又関西は阪大、京大、名古屋大等を受けていました。これ以外は言う迄も無く富山県内から少数宛入学して居ました。こんなことで中に優秀な学生も多く教えるのも楽しかったです。特に旧制の増募が始まる15回生位までは格別良かったと判断していました。

近頃は一流会社から申込みがあっても中々行かない傾向がある様ですが、先輩は殆ど有名会社で淋しがっています。これについて私共考えて見たのですが、共通1次試験の影響だと云う事がわかりました。これで入試の一部の点又はかなりの点が出ますので、自分の行けそうな大都会へ出る事がわかりました。この試験では地方の大学は皆、具合が悪くなった様です。これに打ち勝つにはその制度を改めてもらわねばならぬし、又運営で何とかならぬか、文部省と打ち合せて頂きたいのです。就職の面では富山大学は今までの地盤を持っていますから、良い学生さえ来れば非常に強いので

す。これ等に打ち勝って行くには博士課程を作らねばなりません。文部省の顧問だった京大の西原先生が講義でお出でになると福井と富山は金沢と一緒に成って博士課程の大学を作ったと言われて居られましたことを思い出します。こんな事から富山にとって博士課程を持つことは生命線だと言いたいです。

博士課程を作ろうとしている工学部は金沢、山形、九州工大、熊本、神戸等ありましたが、それ等と提携してお進み下されたらと思います。他にもあったと思いますが思い出せません。私大が前述の様に大学院を作った事から見ますと大学の設備、研究所等が揃っておればよろしい様に想像されます。富山大学は引越しをはじめた時期であり一つの大きいチャンスです。何卒学長始め評議員、事務局長及び事務官の御努力を重ねてお願いします。名誉教授会も大いに後援をさせて頂きたいと思います。

在職中は大島先生、高瀬先生の^{あと}を受けて附属図書館長を一期やらせて頂きました。両大先生の御設計が良かった為に、モデル図書館となり文部省や各地からの見学者が多く、色々教えられることが沢山ありました。現在の立派な図書館の基本になったものと思っております。それにしても図書館には秀れた事務官が多く、仕事をやり易くしてくれたことを申し添えたい。

終りに富山大学の御発展と学長さんを始め先生方の御健康をお願いして筆をおきます。

◆筆者：昭和26年9月 富山大学に着任

昭和48年4月 停年退職

昭和48年4月 富山大学名誉教授の称号授与

◎ 積雪・凍結時の自動車等の運転は、極力取り止めますよう!!

◎ 積雪時は、構内除雪の障害とならないよう駐車に注意しましょう!!

◎ 構内での自動車等の運転は、教育・研究に支障を来さないよう安全運転に努め定められた交通方法、歩行者の安全及び騒音防止に努めましょう!!

=====

職 員 消 息

=====

《改 姓》

附属図書館

事務補佐員 山田 秋恵

助 教 授 古田 俊吉

《新任者》

施 設 課

文部技官 川越 司
(電気係電気主任)

文部事務官 安部 保子

附属図書館

事務補佐員 岡田 薫
(受入係)

理 学 部

助 手 笠原 一世

《住所変更》

教育学部

助 手 古川 雅文

教 養 部

講 師 釜谷 武志

附属中学校教諭 小山 裕子

附属図書館

事務補佐員 山田 秋恵

附属養護学校教諭 酒井 義久

《住所表示変更》

附属図書館

事務補佐員 本田 善彦

経済学部

教 授 今井 晴男

計 報

富山大学名誉教授 小沢慎一郎氏逝去

本学名誉教授小沢慎一郎氏は、昭和60年1月5日肝不全のため逝去されました。

享年71才

ここに御冥福を祈り、謹んで哀悼の意を表します。

同氏は、昭和15年3月東京音楽学校（現東京芸術大学）甲種師範科を卒業され、その後、富山県師範学校教諭に就任、昭和18年4月富山師範学校教諭、昭和20年5月同助教授、昭和24年6月兼富山大学助教授（教育学部）、昭和26年3月富山大学助教授（教育学部）を経て、昭和47年4月同教授となり、昭和54年4月停年により退官されました。

この間39年の永きにわたり、声楽及び音楽科教育を通して多数の優れた人材を育成し、教育界に送り出してきました。また、昭和51年4月から昭和54年4月までの3年間教育学部附属中学校長として、学校運営並

びに教員養成上の重責を担うなど本学発展に尽力されるとともに、富山県下の初等中等教育の進展に指導的役割を果たされました。

一方、研究面では、音楽教育の場で具体的に活かすことのできる方法の確立をめざし、学術論文として「美しい日本語と音楽の相関についての研究序説」—歌う立場からの日本語の特質について—「美しい“ことば”音の作成に関する研究」その他多数を発表し、音楽教育学会で高く評価されています。

停年退官後も、引続き洗足学園魚津短期大学教授として教育研究に従事され、生涯のすべてを教育・研究に専念し多大の貢献をされました。

なお、葬儀は、1月7日午後1時から富山市梅沢町大法寺において執り行われました。

主 要 行 事



本 部

	11日	国大協第3常置委員会（於 国立大学協会）
	13日	事務電算化委員会人事・給与専門部会
	13～14日	昭和59年度厚生補導研究会（於 小川温泉）
	14日	会計係長会議
	18日	共通第1次学力試験実施委員会 第5回補導協議会
	21日	第8回評議会 給与法改正関係説明会（於 東京大学）
	22日	第5回入学者選抜方法研究委員会専門委員会
	25日	公開講座第1回委員会 昭和60年度大学入学者選抜共通第1次学力 試験実施担当者会議（第2回） （於 国民年金中央会館及び大学入試セン ター）
12月1日		学内バドミントン大会
4日		情報処理センター運営委員会 第8回学寮補導委員会
4～5日		昭和59年度北陸地区大学課外活動担当者研 修会（於 銀嶺荘）
6日		第5回事務協議会 第2回事務電算化委員会
7日		北陸地区国立大学人事担当課長会議 （於 福井医科大学） 第3回教務委員会
8～9日		庶務部レクリエーション（於 宇奈月温泉）
10日		学務関係事務打合せ会

28日 御用納め

22日 授業終了

人文学部

- 12月5日 教授会
 12日 人事教授会
 大学院設置推進委員会
 17日 予算委員会
 19日 教授会
 人事教授会
 20日 事務連絡会
 22日 授業終了
 24日 真率会役員会
 大学院設置推進委員会
 28日 事務連絡会

教育学部

- 12月3日 学部補導委員会
 5日 予算委員会
 附属養護学校新入学児童・生徒合格発表
 8～9日 附属養護学校学習発表会
 12日 学部教務委員会
 教授会
 13日 附属幼稚園新入園児合格発表
 18日 附属幼稚園第2学期終業式
 19日 学部教務委員会
 人事教授会
 21日 附属中学校第2学期終業式
 22日 附属小学校第2学期終業式
 附属養護学校第2学期終業式
 23日 冬季休業（1月7日まで）

経済学部

- 12月5日 消防訓練
 12日 学部教務委員会
 各種委員選考委員会
 人事教授会
 教授会
 19日 拡大教務委員会

理学部

- 12月19日 学科主任会議
 教授会
 人事教授会
 22日 授業終了
 24日 真率会役員会

工学部

- 12月4日 事務連絡会
 5日 選考委員会
 専任教授会
 11日 学部補導委員会
 12日 学部教務委員会
 17日 工場運営委員会
 19日 教授会
 工学研究科委員会
 24日 学部改革検討委員会
 冬季休業（1月6日まで）
 25日 北陸信越工業教育協会富山県支部幹事会

教養部

- 12月5日 予算委員会
 教務委員会
 12日 補導委員会
 19日 人事教授会
 教授会
 20日 機種選定委員会
 22日 授業終了
 24日 図書委員会
 25日 教務委員会

附属図書館

- 12月10日 第6回商議会
 電算化ワーキンググループ打合せ

18日 電算化ワーキンググループと富士通S Eとの打合せ

経営短期大学部

保健管理センター

12月13日 臨時健康診断（教育学部スキー実習「スキーI・II」受講者）
19日 健康づくりの集い（冬の健康と血圧）

12月3日 第6回財務委員会
5日 消防訓練
20日 第10回教授会
第3回入学者選抜学力試験委員会
22日 授業終了

資 料

給与法の改正について

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（昭和59年法律第79号）が昭和59年12月22日に施行されました。

本学職員に関する給与改正の要点は次のとおりです。

改正内容

人事院勧告を基礎として改定 改定率 3.37%

1. 俸給表 別記のとおり

適用年月日 昭和59年4月1日

各俸給表の平均引上率 3.3%~3.4%

2. 諸手当 下記一覧表のとおり

諸手当改正要点一覧

給与種目	改正要点	適用年月日
扶養手当	1 手当額の引上げ 配偶者……………12,300円→13,200円 配偶者以外の扶養親族…………… 3,800円→ 4,200円 （2人まで） 配偶者のいない職員の…………… 8,300円→ 8,900円 扶養親族（1人のみ） 上記以外の扶養親族…………… 1,000円（改正なし）	59. 4. 1
	2 所得限度額 年額 80万円→90万円	59. 9. 1
住居手当	1 借家、借間に係る手当額の引上げ 最高支給限度額 14,300円→14,700円 （最高支給限度額に対する家賃額 30,100円→30,900円） 基礎控除額 9,000円（改正なし） 全額支給限度額 7,500円（改正なし） └全額支給限度額に対する家賃額 16,500円（改正なし）┘ 1/2加算限度額 6,800円→7,200円	59. 4. 1
	2 自宅居住者 1,000円（新築等の場合、当該日から5年、2,500円）（改正なし）	

給与種目	改正要点	適用年月日
通勤手当	1 交通機関，併用者に係る手当額の引上げ 最高支給限度額 20,400円→21,700円 (最高支給限度額に対する運賃等の額 23,200円→25,100円) 全額支給限度額 17,600円→18,300円 1/2加算限度額 2,800円→3,400円 2 交通用具使用者 一般の職員 5 km未満 2,000円 (改正なし) 5 km以上10km未満 2,400円→2,600円 10km以上 3,600円 (改正なし) 通勤不便者 10km以上15km未満 4,700円→5,000円 15km以上20km未満 6,400円→6,800円 20km以上 8,200円→8,700円	59. 4. 1

別 記

行政職俸給表

イ 行政職俸給表(-)

職務の等級	1 等級	2 等級	3 等級	4 等級	5 等級	6 等級	7 等級	8 等級
号 俸	俸給月額							
	円	円	円	円	円	円	円	円
1	312,300	242,600	—	—	—	125,600	107,500	—
2	325,400	252,700	216,100	183,500	153,400	132,000	112,800	88,000
3	338,600	262,900	224,300	191,200	160,400	138,500	118,800	90,700
4	351,700	273,100	232,600	199,000	167,400	145,000	125,500	93,600
5	364,800	283,500	241,100	206,800	174,700	151,700	131,500	96,600
6	378,000	294,000	249,700	214,600	182,200	158,200	136,500	99,900
7	391,000	304,500	258,400	222,400	189,600	164,600	141,300	103,600
8	404,000	314,700	267,200	230,300	196,800	170,900	146,000	107,500
9	416,900	324,900	275,900	238,300	203,900	176,200	150,200	111,300
10	429,600	334,800	284,600	246,400	210,700	181,500	154,100	114,700
11	439,500	344,400	293,200	254,500	217,500	186,600	157,900	117,800
12	445,700	353,800	301,700	262,700	224,200	191,600	161,600	120,500
13	451,800	362,100	310,200	271,000	230,800	196,600	165,300	123,200
14	457,400	368,500	318,300	279,100	237,200	201,000	168,000	125,500
15	462,200	374,700	326,200	286,600	243,500	205,300	170,700	127,700
16		379,000	332,600	293,700	249,100	209,600	173,400	129,800
17			338,600	299,400	254,600	213,500	176,000	131,400
18			342,600	304,700	258,600	216,800	178,400	
19			346,400	308,500	262,100	219,900	180,400	
20			350,200	312,100	265,400	222,200		
21				315,700	267,900	224,500		
22				319,300	270,400	226,800		
23				322,900	272,800	229,000		
24					275,200	231,200		
25					277,600			
26					280,000			

備考 この表は，他の俸給表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし，第二十二條及び附則第三項に規定する職員を除く。

□ 行政職俸給表(二)

号	職務の 等級	特1等級	1等級	2等級	3等級	4等級	5等級
	俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
		円	円	円	円	円	円
1		179,400	151,600	124,300	109,800	88,700	79,200
2		185,400	157,100	129,700	114,600	91,400	81,600
3		191,400	162,700	135,200	119,400	94,400	83,900
4		197,500	168,200	140,700	124,300	97,500	86,300
5		204,000	173,800	146,100	129,200	101,000	88,700
6		210,500	179,400	151,600	134,100	105,100	91,300
7		217,400	185,000	156,800	138,800	109,800	94,200
8		224,200	190,600	161,900	143,500	114,600	97,200
9		231,100	196,100	166,900	148,100	119,300	100,600
10		237,900	201,000	171,900	152,600	123,900	104,500
11		244,700	205,900	176,400	157,100	128,400	108,500
12		251,600	210,800	180,800	161,300	132,600	112,600
13		258,300	215,700	185,200	165,500	136,500	116,700
14		264,900	220,500	189,500	169,400	140,300	120,800
15		270,700	225,200	193,800	173,200	143,600	124,400
16		276,400	229,900	198,000	176,600	146,300	127,800
17		282,100	234,400	202,200	180,000	149,000	131,100
18		287,700	238,900	206,400	183,200	151,600	133,500
19		292,600	243,300	210,400	186,400	154,200	135,900
20		297,300	247,500	214,000	188,800	156,500	138,200
21		301,400	251,300	216,900	190,800	158,600	140,200
22		305,400	255,100	219,300	192,800	160,500	142,100
23		309,400	258,500	221,600	194,800	162,400	144,000
24		312,700	261,800	223,700	196,700	164,300	145,900
25			264,200	225,700	198,600	166,100	147,800
26				227,700			149,700
27				229,700			151,600
28				231,700			153,400
29							155,100

備考 この表は、機器の運転操作、庁舎の監視その他の庁務及びこれらに準ずる業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

教育職俸給表

イ 教育職俸給表(一)

職務の 等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級
号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円	円
1	—	—	175,000	127,300	103,500
2	—	203,800	182,900	135,100	108,100
3	261,500	212,900	190,900	143,000	112,900
4	271,300	222,000	199,000	151,000	118,900
5	281,300	231,100	207,400	159,000	125,000
6	291,300	240,300	215,800	166,900	131,800
7	301,300	249,500	224,300	174,900	138,700
8	311,300	258,800	232,800	182,800	145,900
9	321,300	268,100	241,300	190,700	153,200
10	331,400	277,200	249,600	198,600	160,700
11	341,500	286,200	257,700	206,300	168,100
12	351,600	294,800	265,800	214,000	175,100
13	361,700	302,600	273,900	221,500	181,800
14	371,800	310,200	282,000	228,000	188,000
15	382,000	317,700	289,500	234,600	193,900
16	392,200	324,800	296,900	240,400	199,700
17	402,400	331,900	304,300	246,100	205,100
18	412,200	339,000	311,300	251,700	210,400
19	420,900	346,000	318,300	257,300	215,700
20	429,700	352,800	325,400	262,800	220,800
21	438,400	359,000	332,100	268,300	225,600
22	446,500	365,200	338,800	273,700	230,400
23	453,900	371,400	344,800	278,800	235,000
24	459,400	376,900	350,100	283,800	239,600
25	464,200	382,300	354,000	288,800	243,200
26	469,000	387,200	357,200	293,100	246,800
27		390,700		296,500	250,100
28				299,600	253,400
29				302,600	255,900
30					258,300

備考 この表は、大学及びこれに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する教授、助教授、講師、助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

□ 教育職俸給表(二)

号	職務の 等級	特1等級	1等級	2等級	3等級
	俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
		円	円	円	円
1		303,900	—	113,900	—
2		312,600	223,900	119,600	96,000
3		321,200	232,000	126,500	99,400
4		330,000	240,200	133,400	103,400
5		338,700	248,300	140,300	107,600
6		347,400	256,500	147,200	112,400
7		356,100	264,800	154,100	117,900
8		364,800	273,100	160,900	124,000
9		373,600	281,400	167,700	130,500
10		382,100	289,700	174,500	137,200
11		390,300	297,900	181,300	143,800
12		398,000	306,100	188,400	150,400
13		405,100	314,200	196,300	156,800
14		412,100	322,100	204,200	163,200
15		416,700	330,000	212,300	169,600
16			337,800	220,300	175,900
17			345,500	228,100	182,300
18			353,200	235,900	188,600
19			360,900	243,700	194,900
20			368,500	251,500	201,000
21			375,400	259,400	206,400
22			382,000	267,200	211,800
23			388,400	274,900	216,800
24			394,800	282,700	221,700
25			399,000	290,400	226,400
26				297,400	231,100
27				304,200	235,700
28				311,000	240,100
29				317,800	244,100
30				324,600	248,100
31				330,500	251,400
32				336,200	254,500
33				341,000	257,500
34				345,300	260,300
35				349,400	262,500
36				353,500	
37				356,500	

備考 この表は、高等学校及びこれに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する校長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭、実習助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ハ 教育職俸給表(三)

号	職務の 等級	特1等級	1等級	2等級	3等級
	俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
		円	円	円	円
1		300,800	—	103,400	—
2		308,500	190,900	108,700	96,000
3		316,100	199,200	113,900	99,400
4		323,900	207,400	119,600	103,400
5		331,700	215,700	126,500	107,600
6		339,300	223,900	133,400	112,400
7		346,900	232,000	140,300	117,900
8		354,300	240,200	147,200	124,000
9		361,100	248,300	154,100	130,500
10		368,000	256,500	160,900	137,100
11		374,200	264,700	167,700	143,600
12		380,300	272,800	174,500	149,900
13		385,100	280,200	181,300	156,000
14		389,900	287,600	188,400	161,900
15		394,000	294,900	196,300	167,800
16			302,100	204,200	173,500
17			309,200	212,300	179,100
18			316,200	220,300	184,500
19			323,200	228,100	189,800
20			330,300	235,900	195,000
21			337,300	243,700	199,900
22			343,600	251,400	204,500
23			349,600	259,200	208,900
24			354,900	266,900	212,900
25			359,500	273,900	216,800
26			363,200	280,700	219,900
27			366,200	287,600	223,000
28			369,200	293,900	225,600
29			372,200	300,000	227,900
30				305,800	230,100
31				311,500	232,200
32				317,100	
33				322,100	
34				327,000	
35				331,500	
36				335,300	
37				339,000	
38				342,700	
39				345,300	

備考 この表は、中学校、小学校、幼稚園及びこれらに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する校長、園長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

医療職俸給表

□ 医療職俸給表(二)

職務の 等級	特1等級	1等級	特2等級	2等級	3等級	4等級	5等級	6等級
号 俸	俸給月額							
	円	円	円	円	円	円	円	円
1	305,600	251,300	224,300	191,200	141,600	111,100	97,100	—
2	316,800	261,800	232,600	199,200	148,200	116,200	101,100	90,800
3	328,000	272,300	241,100	207,200	155,000	122,300	105,300	93,800
4	339,400	282,800	249,700	215,300	161,900	128,500	109,800	96,900
5	350,800	293,400	258,400	223,400	168,800	134,600	114,900	100,600
6	362,200	304,000	267,200	231,500	175,700	140,700	120,900	104,300
7	373,600	314,400	275,900	239,600	182,700	146,900	126,800	108,300
8	384,800	324,700	284,600	247,700	189,900	153,100	132,200	111,900
9	396,000	334,800	293,200	255,800	197,100	159,300	137,000	115,100
10	407,300	344,400	301,700	264,000	204,300	165,300	141,700	118,000
11	414,000	353,800	310,200	272,200	211,200	171,300	146,300	120,600
12	419,900	362,100	318,300	280,000	217,900	176,600	150,300	123,100
13	425,600	368,500	326,200	287,400	224,500	181,900	154,300	124,700
14	430,800	374,700	332,600	294,400	231,000	187,100	158,100	
15	436,000	380,900	338,600	300,100	237,500	192,200	161,800	
16	440,500	385,200	342,600	305,700	243,800	197,200	165,500	
17			346,400	310,700	249,800	201,700	168,200	
18				315,500	255,600	206,000	170,900	
19				319,100	259,900	210,300	173,400	
20				322,700	263,500	214,200	175,400	
21					267,000	217,300		
22					269,600	219,600		
23					272,100	221,900		
24					274,500	224,100		

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ハ 医療職俸給表(三)

職務の 等級	特1等級	1等級	2等級	3等級	4等級
号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円	円
1	219,900	171,900	147,100	109,400	95,300
2	227,600	178,400	152,900	114,500	98,700
3	235,500	185,100	159,000	119,600	102,300
4	243,500	191,800	165,200	125,100	105,900
5	251,800	198,700	171,400	130,600	109,400
6	260,200	205,600	177,600	136,100	114,500
7	268,700	212,600	183,700	141,500	119,500
8	277,100	219,500	189,800	146,900	124,900
9	285,600	226,100	195,900	152,200	130,400
10	293,900	232,800	202,000	157,500	135,700
11	302,200	239,500	208,000	162,800	140,900
12	310,400	246,100	214,100	168,000	146,100
13	318,600	252,700	220,100	173,100	151,000
14	326,300	259,300	226,100	178,100	155,900
15	334,100	265,900	232,100	183,000	160,600
16	341,300	272,400	238,000	187,900	165,300
17	348,300	279,000	243,900	192,800	169,800
18	354,800	285,500	249,700	197,600	174,200
19	360,600	292,100	255,400	202,300	178,600
20	364,500	298,400	260,900	206,900	183,000
21	368,200	303,900	266,300	211,500	187,200
22	371,900	308,200	271,600	216,100	191,400
23		312,300	275,900	220,700	195,400
24		316,300	280,000	225,300	198,800
25		319,600	283,900	229,800	202,100
26		322,800	286,900	234,400	205,100
27		325,500	289,900	238,500	208,000
28			292,400	242,400	210,900
29				246,100	213,100
30				248,500	

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する保健婦、助産婦、看護婦、准看護婦その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

指定職俸給表

号	俸	俸	給	月	額
				円	
1				426,000	
2				469,000	
3				523,000	
4				578,000	
5				623,000	
6				671,000	
7				729,000	
8				786,000	
9				841,000	
10				896,000	
11				949,000	
12				969,000	

備考 この表は、事務次官、外局の長、大学の学長、試験所又は研究所の長、病院又は療養所の長その他の官職を占める職員で人事院規則で定めるものに適用する。

編集 富山大学庶務部庶務課
富山市五福3190
印刷所 あけぼの企画
富山市曙町8-4
電話 (33)3356代